

鑑札・注射済票の装着は 飼い主の義務です！

市民利用施設ご利用の方が同伴された犬について、
鑑札及び狂犬病予防注射済票の装着を確認させていただきます。

※未装着の場合には、施設のご利用を
お断りさせていただく場合があります。

参考：狂犬病予防法 抜粋

第4条 犬の所有者は、犬を取得した日から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に犬の登録を申請しなければならない。

2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。

第5条 犬の所有者は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。

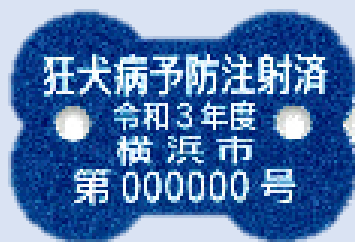
3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。



鑑札



注射済票



※年度ごとに
色が異なります。